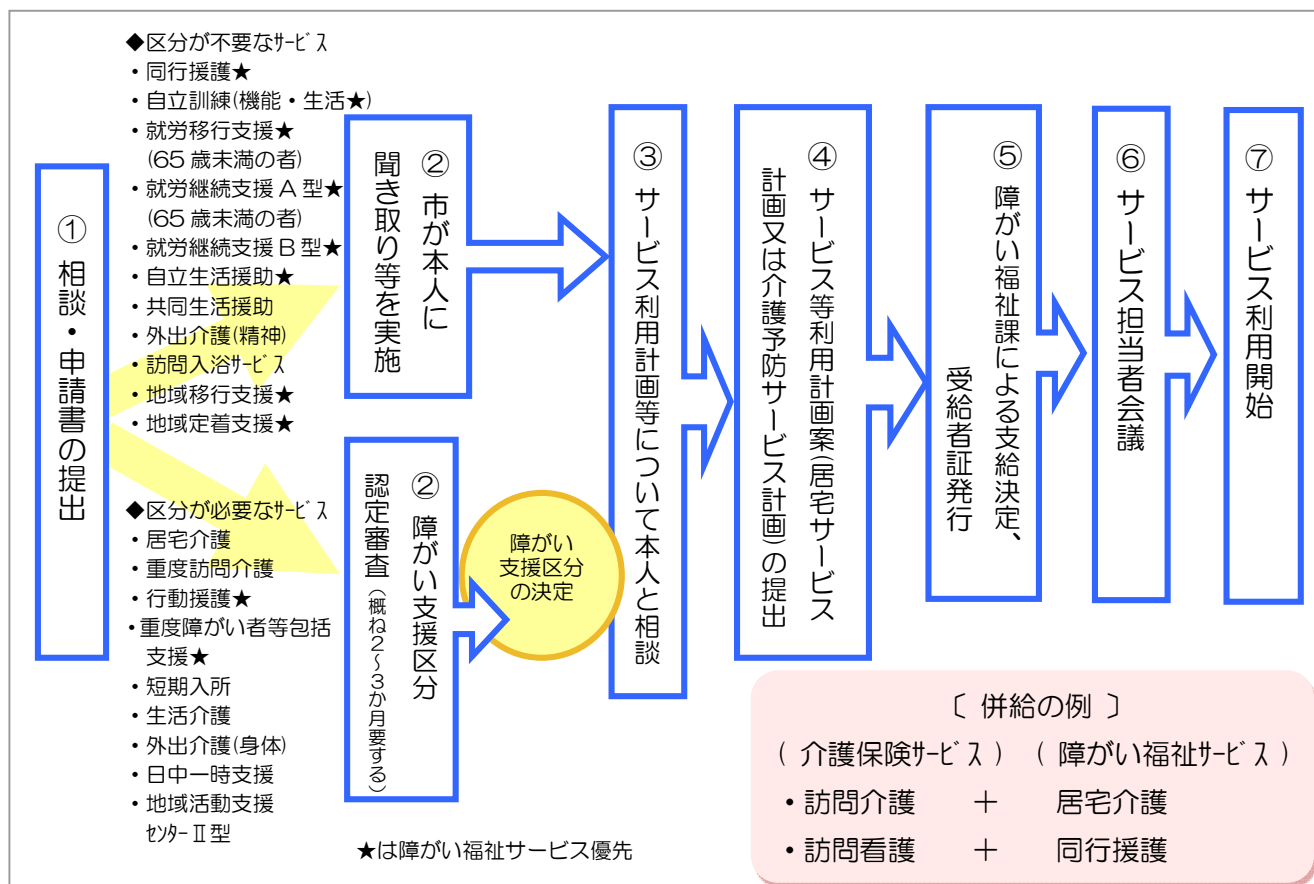


介護保険被保険者（介護保険サービスのみ利用中の方）が 障がい福祉サービスを利用するまでの流れ

1 サービス利用開始までの手続きの流れ（イメージ）

（介護保険サービスと障がい福祉サービスを併給しケアプランを作成する場合）



2 市への提出書類

< ① 相談・申請書の提出 >

- 介護給費等支給決定申請書(様式第1号)
- …更新申請の際も様式第1号で提出

※障がい支援区分が不要なサービスの利用を希望する場合は、『①相談・申請書の提出』時に『④サービス等利用計画案(居宅サービス計画又は介護予防サービス計画)の提出』を行う。

☆様式等は、右のQRコードの市ホームページをご参照ください。

『【申請書】障がい福祉サービス等利用における申請書様式等』



< ④ サービス等利用計画案(居宅サービス計画又は介護予防サービス計画)の提出 >

【要支援の場合】…介護予防サービス・支援計画書(ケアマネジメント結果等記録表)

【要介護の場合】…居宅サービス計画書(1)、居宅サービス計画書(2)、週間サービス計画表、サービス利用票、サービス利用票別表

※サービス利用票や別表は、介護保険サービスの利用状況や区分支給限度基準額(要介護度別の支給限度額)の単位数を十分に活用しているのかの確認のために必要となります。

◎障がい福祉サービスについて不明な点等がある際は下記までお問い合わせ下さい。

《 担当：障がい福祉課障がいサービス係 TEL：(0985) 42-6442 》